

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月23日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第30号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(常任委員会の名称、委員定数及び所管)			(常任委員会の名称、委員定数及び所管)		
<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	10	略 総務部に関すること。 <u>地域交流部に関すること。</u> 出納局に関すること。 略 人事委員会に関すること。  監査委員に関すること。 略	総務委員会	10	略 総務部に関すること。  出納局に関すること。 略 人事委員会に関すること。 <u>公安委員会に関すること。</u> 監査委員に関すること。 略
略			略		
<u>県土整備・警察委員会</u>	9	県土整備部に関すること。 収用委員会に関すること。 <u>公安委員会に関すること。</u>	<u>地域交流・県土整備委員会</u>	9	<u>地域交流部に関すること。</u> 県土整備部に関すること。 収用委員会に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。